

# 神戸市特別養護老人ホームにおける障害者受入支援補助金交付要綱

平成 30 年 10 月  
保健福祉局長決定

## (目的)

第 1 条 この要綱は、積極的に障害者の受入れを行う神戸市内の特別養護老人ホームに対して予算の範囲内で補助金を交付することにより、特別養護老人ホームにおける障害者の受入れを促進することを目的とする。

2 補助金の交付については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則 38 号。以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助基準日 上半期にあつては 4 月 1 日とし、下半期にあつては 10 月 1 日とする。

(2) 直接処遇職員 特別養護老人ホームに勤務する者のうち、直接入所者の処遇にあたる生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員、看護職員、介護職員をいう。

(3) 障害者入所施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 10 項に規定する施設入所支援、同条第 17 項に規定する共同生活援助、同条 28 項に規定する福祉ホームをいう。

## (補助対象)

第 3 条 補助の対象となる者は、神戸市に所在する特別養護老人ホームであつて、次の要件を満たす施設とする。

ア 補助基準日からの 6 か月間で、視覚、聴覚若しくは言語機能等に重度の障害のある者、知的障害者又は精神障害者を延べ 5 人以上受け入れている。補助基準日以前から引き続き受け入れている者についても含む。

イ 日中勤務する直接処遇職員のうち 1 名を障害者支援担当者として指名している。

(視覚、聴覚若しくは言語機能等に重度の障害のある者、知的障害者又は精神障害者)

第 4 条 前条に掲げる視覚、聴覚若しくは言語機能等に重度の障害のある者又は知的障害者若しくは精神障害者とは具体的には次の各号のとおりとする。

### イ 視覚障害者

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の障害の程度が 1 級又は 2 級若しくは、これに準ずる視覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者。

### ロ 聴覚障害者

身体障害者手帳の障害の程度が 2 級又はこれに準ずる聴覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者。

#### ハ 言語機能等障害者

身体障害者手帳の障害の程度が3級又はこれに準ずる言語機能等障害等の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能等障害を有する者。

#### 二 知的障害者

「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付厚生省発児第156号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知）第5の2の規定により療育手帳の交付を受けた者又はこれに準ずる障害を有すると医師からの診断を受けた者。

#### ホ 精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又はこれに準ずる障害を有すると医師からの診断を受けた者。

#### （障害者支援担当者）

第5条 第3条に掲げる障害者支援担当者として指名出来る者については、次の各号のいずれかを満たす者とする。

ア 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格をもつ者

イ 障害者入所施設での勤務経験が2年以上ある者

#### （補助金の交付）

第6条 この補助金は、毎年上半期（4月～9月）、下半期（10月～3月）の2期に分けて交付する。

#### （補助金の額）

第7条 補助金の額は、半期につき50万円とする。

#### （交付申請）

第8条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助等の交付を申請するときは、当該半期（上半期は4月1日から9月30日まで、下半期は10月1日から翌年の3月31日まで）中に申請書（様式第1号）及び別に定める書類を市長に提出しなければならない。

#### （交付の決定）

第9条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請後概ね1ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

#### （補助事業の変更等）

第10条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止承認申請書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第5号）又は補助事業中止承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 11 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告するときは、実績報告書（様式第 7 号）及び別に定める書類を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 12 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第 8 号）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することとする。

(補助金等の請求)

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 9 号）を前条の補助金額確定通知書を受領後速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。